

# 指定排水設備工事業者 指定申請手続き

## 提出書類

### 1. 「岩見沢市指定排水設備工事業者申請書」(様式第1号)

- (1) 工事経歴書
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による管工事業の許可書の写し
- (3) 工事機械器具調書
- (4) 排水設備工事設備工名簿(様式第2号)(責任技術者の外に3年以上、上下水道工事に従事した経験を有する者を1名以上記入)
- (5) 北海道地方下水道協会長が認定する北海道排水設備工事責任技術者資格認定証の写し(申請代表者分)
- (6) 前年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市町村民税に未納のないことの証明書(写し可)
  - \* 国税: 税務署にて納税証明書「その3の3」(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(法人用))をもらってください。  
個人の場合は納税証明書「その3の2」(所得税、消費税及び地方消費税に未納の税額が無いことの証明書)
  - \* 市税: 法人市民税
- (7) 代表者の誓約書(様式第3号)
- (8) 法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書、個人にあっては、住民票の写し

### 2. 「排水設備工事責任技術者承認申請書」(様式第8号)

- (1) 責任技術者の履歴書(最近撮影の写真1枚添付)
- (2) 責任技術者の工事経歴書  
(履歴書「学歴・職歴」の空いているところなどに記入しても結構です)
- (3) 北海道地方下水道協会長が認定する北海道排水設備工事責任技術者資格認定証の写し
- (4) 責任技術者の誓約書(様式第9号)

※ 「岩見沢市排水設備工事責任技術者証」を新規作成しますので、履歴書に添付する写真のほかに、さらに1枚縦横2.5cm程度の写真を提出願います。

◇ 納税証明書・登記事項証明書・住民票については、申請日前3か月以内に発行されたもの

## その他（以下、指定業者となった後について）

### 1. 指定事項に変更が生じた場合

以下の指定事項に変更が生じた場合は、「指定排水設備工事業者変更届（様式第6号）」により、必要書類を添付のうえ変更のあった日から30日以内に届出ください。

イ 事業者の名称及び所在地

ロ 社名・住所・代表者氏名及び役員氏名

ハ 責任技術者（新たに追加する場合は承認申請書を提出してください。）

ニ 排水設備工事設備工名簿

ホ その他、指定申請書に記載した事項

※ イ・ロについては、定款及び登記事項証明書（個人の場合は住民票）の写しが必要となります。代表者氏名及び役員氏名が変更となる場合は、さらに誓約書（様式第3号）が必要となります。

### 2. 事業の廃止、休止または再開をする場合

事業の廃止、休止または再開をする場合は、「指定排水設備工事業者事業又は営業所の廃止・休止・再開届出書（様式第7号）」により、必要書類を添付のうえ、休廃止のあった日から30日以内に、再開のあった日から10日以内に届出ください。

※ 廃止・休止の場合は、あわせて指定業者証を返納してください。